

# 富士宮市国土強靱化地域計画

強く、しなやかな  
富士山のあるまちづくり

令和8年3月



富士宮市

# —目 次—

<b>第1章 基本的な考え方</b> .....	1 -
1-1 市の国土強靱化に向けたこれまでの取組.....	1 -
1-2 本市の地域特性.....	2 -
1-3 国土強靱化地域計画策定の趣旨.....	4 -
1-4 基本理念.....	5 -
1-5 基本目標.....	5 -
1-6 国土強靱化政策の展開方向.....	6 -
1-7 特に配慮すべき事項.....	8 -
1-8 対象となる災害.....	9 -
1-9 計画の位置づけ.....	11 -
<b>第2章 脆弱性評価</b> .....	12 -
2-1 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」.....	12 -
2-2 脆弱性評価結果に基づく配慮すべき重要課題.....	14 -
<b>第3章 国土強靱化の推進方針</b> .....	17 -
3-1 施策の分野.....	17 -
3-2 施策分野ごとの推進方針.....	17 -
<b>第4章 計画の推進</b> .....	33 -
4-1 市の他の計画等の見直し.....	33 -
4-2 本計画の見直し.....	33 -
4-3 具体的な取組の推進.....	33 -
4-4 プログラムの重点化.....	33 -
<b>第5章 重点プログラム推進のための主要な取組</b> .....	35 -
5-1 重点プログラム選定方法.....	35 -
5-2 重点プログラム選定までの流れ.....	35 -
5-3 重点プログラム推進のための主要な取組一覧.....	36 -

別紙：プログラムごとの脆弱性評価結果

## 1 富士宮市の国土強靱化に向けたこれまでの取組

本市では、平成7年に発生した阪神淡路大震災を踏まえた「静岡県第3次地震被害想定（平成13年5月）」に基づく行動目標として、「富士宮市地震対策アクションプログラム」を平成20年5月に策定し、「地震から命を守る」、「被災後の市民生活を守る」及び「迅速、かつ着実に復旧復興を成し遂げる」ことを目指し、自助・共助・公助が確実に連携する防災力の強化に取り組んできたが、今後、より一層の災害への対応力と防災に係る各取組の実行性の向上が求められている。

また、本市では自然災害から市民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせる災害に強い都市を目指して、多様な災害に対応した「防災・減災を明確に意識した都市づくり」を推進するため、「富士宮市防災都市づくり計画」を策定している。

このような背景を踏まえ、本市においても国土強靱化基本法に基づく国の「国土強靱化基本計画」及び県の「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり計画（静岡県国土強靱化地域計画）」との調和・整合を図りながら、あらゆるリスクを見据えつつ、平時から大規模自然災害等に対する備えを行い、いかなる災害が発生しようとも、市民の生命・財産を守り、被害が致命的なものとならず迅速に回復する“強靱な富士宮市”をつくりあげるため、本市の国土強靱化に関する指針として、「富士宮市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定した。

### <富士宮市地震対策アクションプログラム2023（令和5年3月）>

本市では、地震対策を検証し、可能な限り被害を減らすための行動目標として、平成25年度に「富士宮市地震対策アクションプログラム2013」を策定し、ハード・ソフトの両面から地震対策を推進してきた。

また、令和5年3月には、後継となる令和5年度から令和14年度までの10年間の行動計画として、「富士宮市地震対策アクションプログラム2023」を策定した。

## 2 本市の地域特性

### (1) 位置及び沿革

本市は、静岡県の北東部、富士山南西麓に位置し、J R 東海道本線富士駅から J R 身延線で約 20 分のところに位置している。市域は、南は富士市、北は山梨県と接しており、土地は富士山頂から急傾斜で南下し、次第に緩傾斜となった一大平原で、南端の平坦地に市街地が構成されている。傾斜地は、造植林と自然林、平地は放牧地と農耕地で、面積 389.08 平方キロメートル、富士山麓の約 4 分の 1 を占めている。市北部猪之頭に源を発する芝川の豊富な水と市街地にまで及ぶ湧水に恵まれた地域で、豊富な地下水は、かんがいや工業用水に、また、にじますの養殖に利用されている。

市域の 46 パーセントが自然公園法の富士箱根伊豆国立公園に指定されており、豊かな自然の中で歴史と文化が育まれ、富士山本宮浅間大社の門前町として、また、富士山の代表的な登山口として栄えてきた。このような中で、富士山は、古来より日本の象徴として日本人の山岳信仰や葛飾北斎らの浮世絵の題材にもなる等の文化的意義が評価され、平成 25 年 6 月に世界遺産に登録された。

本市の人口は、直近 10 年間において、減少傾向にあり、令和 7 年 4 月の総人口は 126,348 人となっている。年齢別人口動向では、老年人口割合が増加している一方で、生産年齢人口割合及び年少人口割合が減少しており、少子高齢化の進行が見られる。

### (2) 地形及び地質の概要

本市は市域の高低差が 3,741 メートルあり、日本一高低差のある市である。市の約半分が、富士箱根伊豆国立公園の区域内であり、市北部には朝霧高原が広がる。その周辺には、特別名勝の白糸ノ滝、曾我兄弟の仇討ちにまつわる音止の滝、ダイヤモンド富士のスポットとして知られる田貫湖などの景観スポットを有している。

これらの地形は、ユーラシアプレートやフィリピン海プレートなどが重なり合うことにより生じた盆状地を富士火山の噴出物が覆うことにより形成されている。

### ① 地形分類

市の北西部の天子山脈と、富士山麓との境界には西富士断層による断層崖が形成された。西部から南西部にかけては、安居山断層及び大宮断層による傾動地塊により羽鮒丘陵及び星山丘陵が形成された。

また、それ以外の地域では、火山山体及び山麓扇状地が形成され、富士川や丘陵上の谷には、傾動地塊を形成した構造運動により河岸段丘が形成された。

### ② 地質地盤分類

本市は、南部フォッサマグナ西縁に近く、分布する地層は、古いものから新第三紀中新世前期の西八代層群、中新世中期から後期までの富士川層群、第四紀更新世前期から中期までの庵原層群、更新世後期から完新世までの富士火山噴出物及び扇状地堆積物である。

西八代層群は、天子山脈北部の毛無山地に分布し、塩基性火山岩類を主とし、まれに砂岩や泥岩をはさむ。

富士川層群は、天子山脈南部の天子山地に分布し、礫岩及び砂岩からなる。

庵原層群は、羽鮒丘陵、星山丘陵及び富士川河床に分布し、別所礫層などの砂礫層からなる蒲原累層と岩渕火山岩層及び鷺ノ田礫層などからなる岩渕累層に区分される。

富士火山噴出物は、市域に広く分布し、古富士火山の田貫湖岩屑なだれ堆積物やそれを覆う新富士火山の溶岩などからなる。また、扇状地堆積物は、山麓部に扇状地を形成する。

## (3) 気候

本市を含む静岡県は、全国的にみて、極めて気候が温和で恵まれた気象条件にある。しかし、一面において気象の変化は激しく、雨、風、波浪等による異常気象も現れやすい環境となっている。本市を含む富士山麓地域の気温、風及び雨量に関する特徴を挙げると以下のようなになる。

### ① 気温

海拔高度により気温が変わり、年平均気温は、白糸（標高約 500 メートル）の観測点では約 13 度となっているが、弓沢町（標高約 125 メートル）の観測点では 15.6 度で、県内の平坦地域と同様の気温となっている。

## ② 風

風は、富士山、愛鷹山、箱根山地、天子山地等の地形に支配されており、東山麓及び西山麓では南と北の風が多く、南山麓では秋から春にかけては西の風が現れやすいが、夏は海陸風により南の風が多くなっている。風速は、本市の南部から岳南地方では強く、特に冬の季節風の時や南を低気圧が通過する時は強風となりやすい傾向にある。

## ③ 降水量

降水量は、海拔高度が 500 から 1,000 メートルまでの高い地域で多く、特に多いのは梅雨期、秋雨期及び台風期となっている。また、本市がある富士山南西部は、富士山南東部に比べて降水量も冬季の降雪も少ない。

なお、海拔 300 メートル以上においては、霧が出現することがある。

### 3 国土強靱化地域計画策定の趣旨

「地域防災計画」とは、基本的に地震や風水害などのリスクを想定し、そのリスクに対する対応策を示したものである。「富士宮市地域防災計画」では、各災害に共通する「共通対策編」を設け、リスクごと「地震対策」「風水害対策」「富士山の火山防災対策」「原子力災害対策」が、計画されている。

一方、「国土強靱化地域計画」とは、あらゆるリスクを見据えつつ、自然災害により重要な機能が機能不全に陥らない「強さ」と、迅速な復旧・復興を可能とする「しなやかさ」を持つ地域づくりを展開するものである。

平時から大規模自然災害等に対する備えを行い、いかなる災害等が発生しようとも、市民生活および経済に及ぼす影響を最小限にとどめ、最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていく上での指針として、策定するものである。

本市では、上記の考え方に基づき「富士宮市国土強靱化地域計画」を策定し、地震対策等、国土強靱化に資する市の施策の総合的かつ計画的な推進を図っていく。

また、国や県の支援策を最大限に活用した施策を実施するとともに、市民や事業者の主体的な取組や、行政との協働による取組など、多様な主体が相互に関わりあいながら、強靱化施策の着実な推進を図っていく。

## 4 基本理念

防災・減災と地域成長を両立させる国土強靱化の趣旨を踏まえるとともに、誰もが魅力を感じ住みたいと思うまちを実現するために、「強く、しなやかな富士山のあるまちづくり」を基本理念として定めるものとする。

－富士宮市国土強靱化地域計画の基本理念－

**強く、しなやかな  
富士山のあるまちづくり**

## 5 基本目標

国の国土強靱化基本計画に定める目標と調和を図りつつ、既に国土強靱化地域計画を策定した県との連携を十分に考慮した上で、本市の持続的な成長を実現し、時々の次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てるよう「強く、しなやかな富士山のあるまちづくり」を実現することが求められる。

このため、いかなる災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進する。

## 6 国土強靱化政策の展開方向

近年、異常気象は激甚化・頻発化し、我が国の豪雨発生頻度が増大している一方で、これまでの国土強靱化の着実な取組により、令和4年の台風第14号において過去の災害と比較して浸水戸数が96%軽減されるなど、大規模な被害を抑制する効果が発揮されている。

このようなことから、国で定める国土強靱化実施中期計画等を踏まえ、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災、国土強靱化の取組を進めていくことが重要であり、デジタル田園都市国家構想総合戦略や“新時代に地域力をつなぐ国土”を目指す「国土形成計画（全国計画）（令和5年7月28日閣議決定）」と一体として、取組を一層強化していく必要がある。

これまで進めてきた「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」、「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」、「災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化」の取組に加え、「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」、「地域における防災力の一層の強化による『地域力の発揮』」の2点を新たな施策の柱とし、国土強靱化に、デジタルと地域力を最大限いかしていく。

具体的には、以下の「国土強靱化政策の展開方向」に沿って取組を進める。

## 国土強靱化政策の展開方向

<p>(1) 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理</p>	1) 被害を最小に抑え、地域経済を支える防災インフラの整備
	2) 予防保全型メンテナンスへの本格転換など防災インフラ施設の老朽化対策
	3) 既存の防災インフラにおける操作の高度化・効率化
	4) 避難所としても活用される学校施設等の環境改善・防災機能の強化
	5) 自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ）の活用
	6) 建設・医療を始め国土強靱化に携わるあらゆる人材の育成、防災体制・機能の拡充・強化
<p>(2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化</p>	1) 壊滅的な損害を受けない耐災害性の高い構造物補強
	2) 人員の避難・物資輸送の強化・複数経路の確保・防災拠点の整備
	3) 予防保全型メンテナンスへの本格転換などライフライン施設の老朽化対策
	4) 災害発生時にも安定的な通信サービスを可能な限り確保
	5) 災害や海外情勢の変化にも強靱なエネルギー・食料の安全保障と水の安定供給
<p>(3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化</p>	1) 線状降水帯の予測精度向上等により気象予測等の課題をデジタルで克服
	2) 事前防災・地域防災に必要な情報の創出・確度向上・デジタルでの共有
	3) 被災者の救援救護や災害時の住民との情報共有にデジタル（ロボット・ドローン・AI 等）を最大限活用
	4) 災害時における個人確認の迅速化・高度化
	5) デジタルを活用した地方の安全・安心の確保
	6) 災害時にもデータを失うことがないよう分散管理
	7) デジタルを活用した交通・物流ネットワークの確保
	8) その他様々な地域の課題をデジタルで解決
<p>(4) 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化</p>	1) 国内におけるサプライチェーンの複線化や工場等の分散など災害等に強い産業構造
	2) 民間施設でも早期に強靱な構造物へ補強等が可能な支援
	3) 民間施設においても適切な情報伝達と早期避難が可能な支援
	4) 非常電源設備を始め民間施設のライフライン確保へ支援
	5) 防災投資や民間資金活用・公共性の高い民間インフラの維持管理など官民連携の強化
	6) 企業体としての社員に対する防災教育の充実
	7) 医療の事業継続性確保の支援
	8) 大規模災害時における遺体の埋火葬の実施体制の確保
<p>(5) 地域における防災力の一層の強化</p>	1) 避難生活における災害関連死の最大限防止
	2) 地域一体となった人とコミュニティのレジリエンスの向上
	3) 地元企業やNPO 等の多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上
	4) DEI（多様性・公平性・包摂性）の観点を踏まえたSDGs との協調
	5) 男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進
	6) 高齢者・障がい者・こども等の要配慮者へのデジタル対応を含めた支援
	7) 若者から高齢者まで幅広い年齢層における防災教育・広報と要配慮者を含めた双方向のコミュニケーション
	8) 外国人も含めた格差のない情報発信・伝達
	9) 地域の貴重な文化財を守る防災対策と地域独自の文化や生活様式の伝承
	10) 地域特性を踏まえた教育機関や地域産業との連携
	11) 国際社会との連携による被災地域の早期復興と「仙台防災枠組 2015-2030」に基づく国際社会への貢献
	12) 近傍／遠距離の地方公共団体の交流等を通じた被災地相互支援の充実
	13) 国土強靱化地域計画の再チェックとハード・ソフト両面の内容の充実

## 7 特に配慮すべき事項

### (1) 複合的・長期的な視点による施策の推進

施策の推進にあたっては、防災・減災の視点に加え、地域成長や自然環境の保全、各種リスクを見据えた長期的な効率性・合理性の確保など、複合的・長期的視点をもって取り組む。

### (2) 防災人材の育成・活用

地域の防災力を強化するため、災害発生時に自らの判断で的確な行動をすることができる知識、知恵及び技術を持った人材や、次世代の地域防災の担い手となる人材などの育成・活用を推進する。

### (3) 民間防災の促進

国土強靱化を実効あるものとするために、県、市のみならず、民間事業者の主体的取組が極めて重要であり、事業継続計画(BCP)の策定など、民間における防災対策の促進を図るとともに、官と民が適切に連携、役割分担をして推進する。

### (4) 地方公共団体等における体制の構築

国土強靱化を効果的に進めるため、県内市町はもとより、国や県、関係団体等と十分な情報共有・連携を確保するとともに、総括・調整機能の向上や強靱化を担う人材の育成など、組織体制の強化を図る。

### (5) ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせとデジタル活用による施策の効率化

地震や台風等の到来が初期の災害につながることを抑制するハード整備と、ハードの想定を超えた時の、避難から復旧に至るまでのソフト対策を適切に組み合わせ、初期の災害が最悪の事態に展開してしまうことを阻止する必要がある。くわえて、人口減少下において、各種の国土強靱化に関する施策を従来よりも効果的に進めていくため、デジタル等新技術の活用による災害関連情報の予測・分

析、検知・収集・集積・伝達の高度化を図るなど、DXを推進する必要がある。

## (6) その他

以上の他にも、リスクコミュニケーション、データベース化・オープンデータ化の推進、持続可能な開発目標(SDGs)、景観に配慮した公共施設の整備などに配慮し、取り組んでいく。

# 8 対象となる災害

## (1) 地震災害

本市に著しい被害を発生させるおそれがある地震としては、駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震(マグニチュード8クラス)がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する東南海地震や南海地震(それぞれマグニチュード8クラス)があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。

また、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらすこととなる最大クラスの地震として、南海トラフ巨大地震(マグニチュード9クラス)や元禄型関東地震(マグニチュード8.1程度)そして静岡県東部地震等の巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

## (2) 風水害

風水害の誘因となる気象現象には、台風に伴う暴風雨、低気圧・前線による集中豪雨や線状降水帯等がある。富士山付近に降った雨は、潤井川等に集まり、天子山地付近に降った雨は芝川等を経由して富士川に流れ込む。そして、沿川の低地部並びに水が集まりやすい地形条件及び河川合流部・狭窄部周辺では、一時的に増水し冠水する危険性をもっている。

河川の大規模氾濫による被害を軽減するため、改正水防法に基づき、想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域ごとに、水防活動を的確に実施するとともに、住民等の円滑かつ迅速な避難のための河川情報を提供している。

### (3) 土砂災害

土砂災害には、崩壊（斜面崩壊及びがけ崩れ）、土石流及び地滑りが考えられる。土砂災害の危険性の高い地域は、富士山麓に散在的に分布し、また、本市の北西部の天子山地や芝川地区に崩壊（斜面崩壊及びがけ崩れ）が多くみられる。その他急傾斜地やガリー浸食のみられる箇所、溪流出口等では、それぞれの防災対策の実施と大雨時の避難対策等が必要となる。

### (4) 火山災害

富士山は、過去盛んに噴火活動を繰り返し、宝永4年の宝永噴火を最後に、しばらく噴火活動を休止している活火山であるが、平成12年10月から平成13年5月までにかけて低周波地震が多発したことで、内閣府主導の富士山火山防災協議会が発足し、平成16年6月に富士山ハザードマップが作成された。

以降、様々な研究により、富士山の噴火履歴に関する新しい知見が確認されたことで被害想定が見直され、令和3年3月に新たな富士山ハザードマップ（改定版）が公表された。

富士山の噴火記録は、過去数回記録されているが、噴火の詳細は必ずしも明らかでない場合が多く、現在の新富士火山の活動パターンを明確に規定するには十分とはいえない。

記録にはっきりと残っている加害現象は、溶岩流、火砕物降下、噴石、土石流、山崩れ、地震動、地熱変動等があり、活火山である富士山が、将来火山活動を再開する危険性は十分考慮する必要がある。

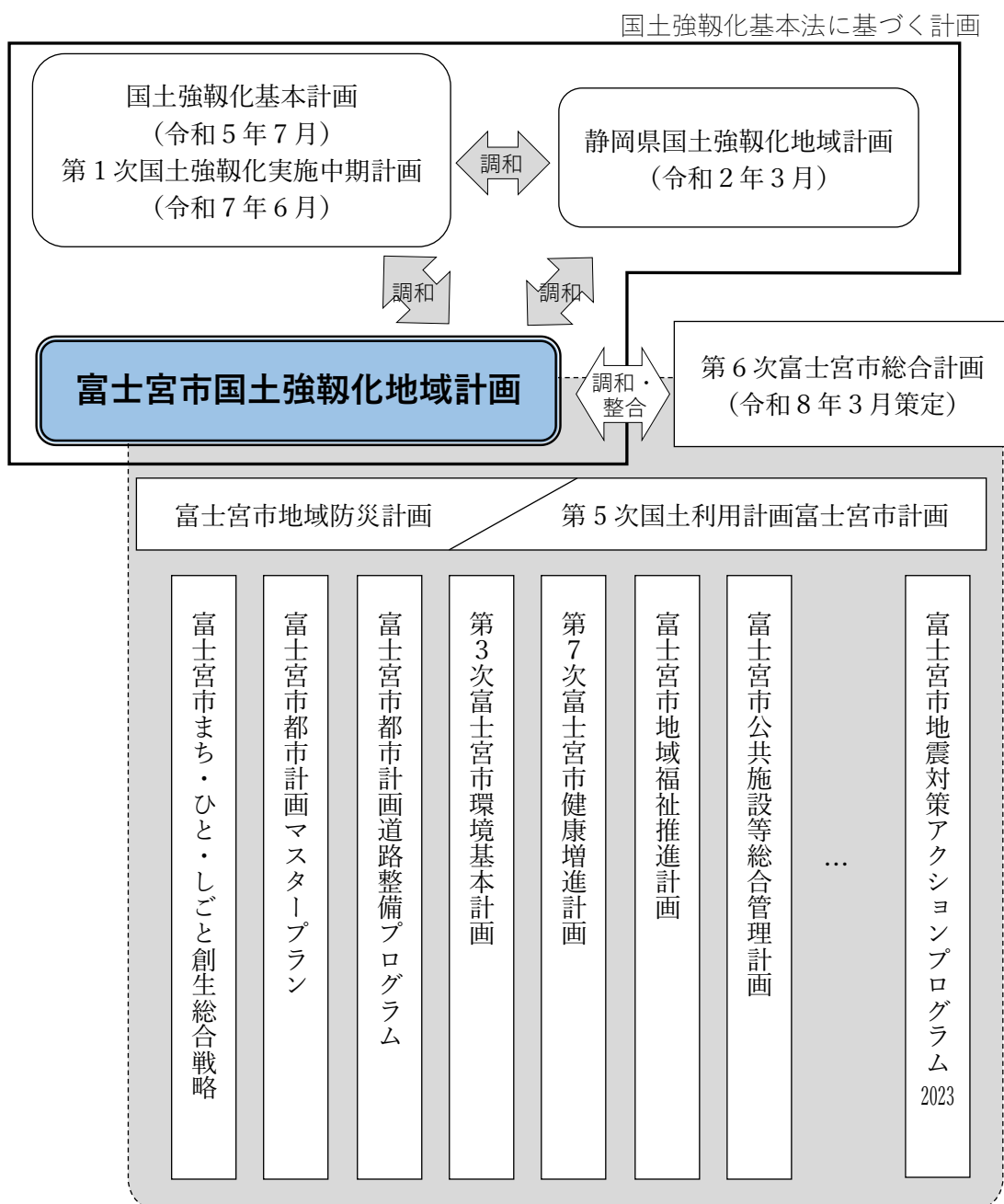
### (5) 複合災害

1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。本市の場合、駿河トラフで発生する海溝型地震と連動して、富士川河口断層帯が活動することが推定されていることから、独立で活動した場合のほか、連動して活動した場合も想定する必要がある。また、過去に宝永4年10月28日に宝永地震（マグニチュード8.6）が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあるため、海溝型巨大地震前後に連続して富士山が噴火する場合も想定する必要がある。

## 9 計画の位置づけ

「国土強靱化地域計画」とは、国土強靱化基本法第13条に規定されており、他の計画の指針となることが定められている。

本計画は、本市の各種計画における国土強靱化に係る指針となるものであり、本市の最上位計画である「第6次富士宮市総合計画」と調和・整合する計画として、「富士宮市地域防災計画」や「第5次国土利用計画富士宮市計画」を始めとした本市の各種計画に対する上位計画と位置付ける。また、本計画の策定に当たっては、国及び県の国土強靱化計画との調和を図るものとする。



## 第2章 脆弱性評価

### 1 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

4つの基本目標を達成するため、7つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして31の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を以下のとおり設定した。

事前に備えるべき目標とリスクシナリオ一覧

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
		1-5	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
		2-8	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態

3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による経済活動の停滞
		4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響
7	防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	7-1	企業・住民の流出等による地域活力の低下

## 2 脆弱性評価結果に基づく配慮すべき重要課題

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を回避するために、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する施策を整理した結果を、別紙「プログラムごとの脆弱性評価結果」としてまとめた。この中で、複数の施策に共通するなど、施策を推進する上で特に配慮すべき重要な課題として、「第1章 6 国土強靱化政策の展開方向」に加え、次の5つが挙げられる。

本市の国土強靱化を図る上では、この重要な課題を念頭において、総合的かつ計画的に施策に取り組む必要がある。

### (1) 事前復興の視点と災害リスクを考慮した安全・安心な地域づくり

発災後に地域の活力が低下することを防ぐとともに、大規模災害に係る復旧・復興段階を事前に見据えた、安全・安心な地域づくりを推進する必要がある。

また、人口減少・少子高齢化が進展する社会にあっても、都市の持続性を維持しつつ、想定される災害リスクを的確に把握した上で、地域の特性に応じた防災・減災対策を図るなど、安全・安心に生活できるまちづくりを推進する必要がある。

### (2) ハード対策とソフト対策の効果的な連携

「静岡県第4次地震被害想定」による被害を減少させるため、ハード対策については、約100年から150年に1度の頻度で、発生すれば大きな被害をもたらすレベル1の地震を防ぐため施設の耐震化に取り組む必要がある。さらに、あらゆる可能性を考慮した最大クラスのレベル2の地震も視野に入れながら、自然との共生や環境との調和に配慮したハード対策を推進する必要がある。

ソフト対策については、避難に関する情報などを迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線や緊急速報メール、市のホームページや公式SNSなど情報の多ルート化に努めるとともに、出前講座の開催、広報誌等を活用した啓発活動、学校における防災教育などによる住民の防災意識の向上とハザードマップの周知、実践的な防災訓練の実施等に努める必要がある。

また、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨、令和6年9月能登半島豪雨など、全国各地で大雨災害が頻発・激甚化し、多くの被害が発生している。このため、これまで以上に、河川及び洪水調整施設や土砂災害防止施設等のハード対

策の着実な推進と、地域住民や関係機関と連携した警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。

### (3) 広域災害に備えた地域防災力の強化、民間との連携

災害対応は、市民一人ひとりが主体的に取り組む「自助」、自主防災組織を中心に地域の住民や事業所、学校などが協力して取り組む「共助」が基本である。

南海トラフ巨大地震等の広域災害では、地域の消防や警察だけでは十分な救出・救助活動ができない事態となり、広域支援についても遅れや不足が生じることも想定されることから、地域の防災力の一層の強化を図る必要がある。

さらに、自主防災組織を中心とした地域コミュニティの強化は、避難行動や初期消火、救出・救助等の災害対応力の向上のみならず、避難所や応急仮設住宅でのきめ細やかな支援や、地域の復興を迅速かつ円滑に進めることにも寄与する。

このため、市は、住宅の耐震化や家具の固定等の家庭内対策の促進等に努めるとともに、地域の防災用資機材の整備や実践的な訓練の実施、自主防災組織と学校の連携・協働、地域防災の担い手となる人材の育成・活用などを推進する必要がある。

また、国土強靱化を進める上では、国や県、市のみならず、ライフライン関係事業者による施設の耐震対策や復旧体制の整備、災害時応援協定に基づく道路啓開や支援物資の輸送、さらには、地域の経済活動・雇用の継続を図るための各事業所の取組など、民間事業者の主体的な取組が不可欠である。

このため、平時から、ライフライン関係事業者や災害時応援協定を締結している事業者との情報共有や訓練の実施などにより、連携体制を強化するとともに、事業所の防災・減災対策や事業継続計画の策定を促進する必要がある。

### (4) 行政機能、情報通信、エネルギー等の代替性・多重性等の確保

いかなる災害等にも対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言い切れない。特に、行政、情報通信、エネルギー等の分野においては、システム等が一旦途絶えるとその影響は甚大であり、いかなる災害等にも対応するためには代替性・多重性等を確保する必要がある。

行政機能では、市の防災拠点施設のバックアップ機能の確保をはじめとし、業務継続に必要な重要データ等のバックアップ体制の確保、非常用電源及び燃料の確保、再生可能エネルギーの導入の検討を進める必要がある。

情報通信では、防災関係機関相互の通信ルートを確保するため、災害時に県や関係機関と被害情報等を共有できる「ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)」を適切に管理・運用する必要がある。

また、現在、住民一人ひとりに対し、より迅速、確実に災害関連情報を伝達するため、これまでの防災行政無線に加え、災害情報共有システム(Lアラート)やコミュニティFM、緊急速報メール、市のホームページや公式SNS、総合防災アプリ「静岡県防災」など、多様化を促進しているところである。

今後、情報インフラ等の環境の変化に応じたSNS等による双方向通信機能の活用や、地域防災力見える化システムによる地域の自主防災組織における情報収集・伝達機能の強化等、さらに効果的な情報伝達・収集手段の確保を図っていく必要がある。

エネルギー分野では、住宅をはじめ、事業所や工場等における太陽光発電等の導入を促進するとともに、太陽光、天然ガスコージェネレーション等の自立分散型エネルギーシステムを活用したエネルギーのネットワーク化の推進に取り組む必要がある。

#### (5) 地域交通ネットワークの機能及び代替性の確保

当市の基幹的交通インフラは、大規模災害時において救助・救急活動や支援物資の輸送等の機能を担う「命の道」となることが想定されている一方、そのネットワークが寸断した場合、経済活動は停滞し、機能不全に陥ってしまうおそれがある。このことから、基幹的交通インフラの安全性の確保、防災機能の充実、被災時の早期復旧は、喫緊の課題であり、いざという時の輸送機能の代替性確保だけでなく、災害時における相互の連携を図る必要がある。

また、市道を含む地域幹線道路は、これら基幹的交通インフラや広域幹線道路等を補完するとともに、緊急輸送路・幹線避難路として避難や救助・救急活動、支援物資の輸送等にとって重要な役割を果たすことから、防災機能の強化を行い、道路の整備等を推進する必要がある。併せて、災害時の市の防災拠点を結ぶ輸送ルートを確保するための道路啓開を円滑に行うため、災害時応援協定を締結している事業所との連携を強化する必要がある。

## 1 施策の分野

本市の行政機構を踏まえつつ、起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を回避するために必要な施策の分野を、以下のとおり設定した。

(個別施策分野)

- (1) 行政機能／消防／防災教育等
- (2) 住宅・都市
- (3) 保健医療・福祉
- (4) エネルギー
- (5) 情報通信
- (6) 産業構造
- (7) 交通・物流
- (8) 農林水産
- (9) 市域保全
- (10) 環境
- (11) 土地利用（国土利用）

(横断的分野)

- A リスクコミュニケーション
- B 人材育成
- C 官民連携
- D 老朽化対策
- E デジタル活用

## 2 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価及び重要な課題を踏まえ、起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を回避し、4つの基本目標を達成するため、以下の推進方針により国土強靱化に資する施策に取り組む。

※ [ ]内の数字は、リスクシナリオの番号。

## (1) 行政機能・消防・防災教育等

### <行政機能>

#### ○市の業務継続に必要な体制整備[3-1]

市の業務継続計画(BCP)は常に検証と見直しを行い、業務継続に必要な体制を整備する。

#### ○災害時の拠点となる市有建築物の耐震化 [1-1]

地震による市有建築物の倒壊等の被害から一人でも多くの市民の命を守るため、また施設の機能を維持するため、災害時の拠点となる市有建築物の耐震化を推進する。

#### ○特定天井の脱落防止対策[1-1]

地震による天井の脱落の被害から一人でも多くの市民の命を守るため、大空間を有する市有建築物の特定天井について対策を実施する。

#### ○市の防災拠点庁舎等の安全性の確保、防災機能の強化[2-4, 3-1, 5-1]

防災拠点としての機能の維持・向上に取り組む。

また、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源及び燃料を確保する。

#### ○自衛隊等との連携強化[2-1]

災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊、消防職員及び相互応援協定を締結している自治体等と平時からの連絡会議等による情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図る。

#### ○各種実践的訓練の実施[3-1]

危機対策にあたる要員を対象として、年間を通じて計画的に各種実践的な訓練を行うことにより、業務の習熟を図る。

#### ○ふじのくに防災情報共有システムの適切な管理、訓練による操作の習熟[5-1]

災害時における静岡県や関係機関等と情報を共有できるよう「ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)」による訓練に参加する。

○男女共同参画の視点からの防災意識の向上[5-1]

男女の役割に対する固定的な考え方や習慣にとらわれず、一人ひとりが個性と能力を発揮するという男女共同参画の視点や、女性の視点などを持って防災対策を行えるよう、啓発活動を推進する。

○生活再建支援[6-4]

生活の復興に向けた様々な相談に適切に対応するため、相談内容に応じた担当機関に円滑につないでいく体制を整備するとともに、災害時の迅速な被災者支援が可能な被災者台帳を迅速に作成し、利用できる体制を整備する。

○避難所の安全確保[2-3]

避難者の安全確保を図るため、指定避難所の耐震化を推進するとともに、安全かつ迅速な避難のための避難路の整備、避難所となる施設の天井脱落防止や非常用電源の確保、応急危険度判定の実施体制の強化などに取り組む。

○福祉避難所の設置促進[2-3]

社会福祉施設等を活用し、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、その他の特に配慮が必要な市民を避難させる福祉避難所の設置を促進する。

○避難所での生活によるストレスの軽減[2-3]

避難所での生活によるストレスを軽減できるよう、避難所におけるルールづくりやプライバシーの保護、衛生面などの整備を進める。

○緊急物資備蓄の推進[2-4]

食料等の緊急物資を備蓄するとともに、市民に対して7日以上の食料、飲料水などの備蓄を呼びかけ、備蓄率100%の達成を目指す。

<消防>

○地域防災力向上のための環境整備[1-1, 1-2]

大規模地震等により発生する火災に対し、迅速かつ円滑に消火活動を行うことができるよう、消防施設・設備の充実を図る。また、地域の消防力を高めるため、消防団員を確保するなど体制の充実を図る。

## <防災教育等>

### ○学校における防災教育の推進

発達段階における防災教育の目標を示した「静岡県防災教育基本方針(H25.2改訂)」に基づき、いどこで災害にあっても自らの命を守るとともに、進んで地域の防災活動に参加し、貢献できる人材の育成を推進する。

### ○地域の防災力の充実・強化[2-1, 5-1, 6-5]

地域の防災体制の確立、地域防災力の向上及び市民の防災意識の高揚を図るため、災害図上訓練「DIG」、避難所運営ゲーム「HUG」、自主防災組織災害対応訓練「イメージTEN」等を活用した事前の検証や防災訓練の実施による体制の充実・強化を図る。

各地域で行われる防災訓練の実状を踏まえ、年間を通じた訓練参加を推進するとともに、実施主体となる自主防災組織、市防災担当部局と教育委員会、学校が連携し、児童生徒の防災意識の高揚を図る。特に、地震等発災時に大きな戦力として期待される中高生の参加については、100%の達成を目指す。

### ○外国につながる市民に対する危機管理対策[5-1]

市内には多くの外国につながる市民が居住しているため、母国語による防災情報の提供、やさしい日本語による情報発信等により、災害時のコミュニケーション支援を図る。

## (2) 住宅・都市

### ○住宅・建築物等の耐震化、老朽空き家対策[1-1]

住宅の倒壊により死傷者が発生しないよう、富士宮市「TOUKAI-0」総合支援事業などの周知に努め、住宅の耐震化率の向上を図る。

老朽化した空き家については、所有者の意向を踏まえつつ、所有者支援や是正指導により、適正な管理や除却を促進する。

### ○避難地・避難路の整備、避難路沿道のブロック塀の耐震化[1-1]

大規模地震が発生した際、安全な避難地へ迅速に避難できるよう、避難地・避難路の整備を進める。

避難や緊急物資の輸送等に支障が生じないように、富士宮市「TOUKAI-0」総合支援事業などの周知に努め、避難路沿いや緊急輸送路沿いにある危険なブロック塀

の撤去等を促進する。

○狭あい道路の拡幅整備[2-8, 5-5]

緊急車両等の通行に支障がでないようにするために、狭あい道路の拡幅整備を推進する

○緊急輸送路等の周辺対策[2-8, 5-5]

緊急輸送路等の機能及び通行の安全性を確保するため、沿線の土砂崩れ及び法面对策等を推進する。また、緊急輸送路沿いの危険なブロック塀の耐震改修を促進する。

○被災建築物の安全確認

後発地震等による二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定の実施体制を強化する。

○家具の転倒防止をはじめとする家庭内対策の促進[1-1, 1-2]

家具の転倒により死傷者が発生しないよう、防災用品による固定方法の周知に努め、家具類を固定している世帯の割合 100%の達成を目指す。

また、地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る。

併せて、防災ベッドや耐震シェルターの普及、持ち出し品の準備やガラスの飛散防止についても、一層の啓発に努める。

○応急仮設住宅、応急借上げ住宅等、被災者の住宅の確保[6-4]

被災者の生活拠点を早急に確保するため、応急仮設住宅の建設が可能な用地を把握するとともに、応急借上げ住宅の事前登録を行うなど、あらかじめ住居の供給体制を整備する。

○住宅対策[6-4]

生活の基盤である住宅については、被災者による自力再建支援を行うとともに、応急仮設住宅等の供給を行う。また、必要に応じ災害公営住宅の建設について検討する。

○復興事前準備の取組の推進[6-1]

被災後、早期に的確な復興が実現できるよう、被災後の復興まちづくりをあらかじめ検討しておく復興事前準備の取組を推進する。

○震災復興のための都市計画行動計画の見直し・周知[6-1]

被災地の復興計画を迅速かつ円滑に策定するため、行政組織の改編等に併せて、「富士宮市震災復興都市計画行動計画」を見直し、市民への周知も図る。

○持続可能なまちづくりと安全・安心な地域づくりを目指した立地適正化計画の推進

人口減少・少子高齢化社会が進展するなかにあっても、市民生活の利便性を高めつつ、安全・安心な居住地の形成を図る。

○水道施設の耐震化[5-4]

災害時に配水被害が大きい基幹管路等の耐震化を着実に推進する。

○上水道の断水に備えた応急給水体制の確保[2-4]

災害時用給水車の整備を進め、応急給水体制の確保を図る。

○下水道施設の耐震化等[2-7, 5-4]

災害時における汚水処理機能確保のため、生活排水処理施設の耐震化及び計画的な管理・更新を適切に実施する。

○学校施設の耐震性の維持及び防災機能の強化

児童生徒の安全確保のため、耐震化された学校施設の維持を図るとともに、避難所となる学校においてトイレ洋式化の整備や体育館等への空調設置等、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化する。また、被害状況により児童生徒を保護者に引き渡しできない場合に備え、食料・飲料水等の備蓄を推進する。

○保育所等の耐震性の維持及び防災機能の強化

乳幼児の安全確保のため、耐震化された保育所等の維持を図るとともに、被害状況により乳幼児を保護者に引き渡しできない場合に備え、食料・飲料水等の備蓄を推進する。

○文化財の耐震・防火対策[6-5]

文化財被害を最小限に留めるため、文化財所有者による耐震、防火対策を促進する。

○文化財救済体制の構築[6-5]

国等機関(文化庁、国立文化財機構)、静岡県、民間の文化財所有者・管理団体等、ボランティアを含めた文化財救済体制を構築する。

### (3) 保健医療・福祉

○病院等医療機関における電力供給体制の確保[2-2]

災害時における電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進する。

○医療救護体制の整備[2-2]

市内の医療救護所、救護病院及び災害拠点病院の連携体制を維持するとともに、被災時における医療機器、薬品類、食料その他応急物資の受け入れや、医師、看護師、コメディカル、その他人員の受け入れ等について体制構築を図る。

ヘリコプター等を活用した重症患者の広域医療搬送体制、被災地外からの災害派遣医療チーム(DMAT)等救護班受入による治療実施体制等を整備する。

○広域災害救急医療情報システムの適切な管理、システム研修の実施[2-2]

災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・共有することができるよう「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」による訓練に参加する。

○平時からの予防措置[2-7]

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。

防疫用資機材や防疫用薬品を確保しておくなど、防疫体制の整備を図る。

○被災者の健康支援体制の整備[2-3]

災害時における被災者の健康支援を迅速に対応するため、マニュアルの整備やコーディネーターの養成を行う。

○遺体の適切な対応[2-3]

遺体処理に関して、円滑かつ適切な対応を行うため、遺体処理マニュアルの改訂や火葬体制の整備を図る。

○社会福祉施設の防災対策等の支援

利用者の安全確保のため、高齢者施設等の防災・減災対策のための整備を支援する。

#### (4) エネルギー

○自立分散型のエネルギーシステムの導入の推進[5-2]

太陽光、天然ガスコージェネレーション等の自立分散型エネルギーシステムを活用したエネルギーのネットワーク化を推進するとともに、将来的なエネルギーとして期待される水素エネルギー等の利活用に取り組む。

また、住宅をはじめ、事業所や工場等における太陽光発電等の導入を促進する。

○ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化[2-2, 5-2, 5-3]

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する。

○石油貯蔵施設等を有する企業間の連携強化[4-2]

石油貯蔵施設等が多く立地するエリアにおいて、関係機関の一層の連携、防災体制の充実・強化を図る。

○石油基地の防災体制の充実強化[ 5-3 ]

県等、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図る。

#### (5) 情報通信

○災害関連情報の伝達手段の多ルート化[5-1]

全国瞬時警報システム(Jアラート)の定期的な訓練等により、確実な運用を図る。

災害情報の聞き取りやすい環境を整えるとともに、情報インフラ等の環境の変化に応じた、効果的な災害情報伝達手段を導入していく。今後も出前講座や広報紙などを活用し、住民への周知に努める。

○デジタル化に対応した通信機器の整備・運用[3-1, 5-1]

災害時の通信を確実に確保するため、デジタル化に対応した新たな通信機器を整備・運用する。

○孤立地域における通信手段の確保[2-6]

道路の寸断等により孤立した場合に備え、通信手段の確保を図る。

## (6) 産業構造

○事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画(BCP)の策定の促進  
[4-1, 6-4]

大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、防災・減災対策に係る助成制度・金融支援制度による対策を県と連携し促進する。

事業所における事業継続計画(BCP)の策定を促進するため、静岡県BCPモデルプランの周知を図るとともに、静岡県BCP研究会会員による普及啓発や、BCP策定を指導する人材の養成を県と連携して推進する。

## (7) 交通・物流

○緊急輸送路等の整備、耐震対策[2-8, 5-5]

緊急輸送路は、避難や救急・救命活動、支援物資の輸送等について重要な役割を果たすことから、緊急輸送路となる幹線道路や生活道路の整備に加え、緊急輸送路上の市管理橋梁の耐震化を推進する。

○基幹的交通インフラの安全性の確保[5-5]

大規模災害時における救急・救命活動や支援物資の輸送等の広域支援を迅速に配備するため、暫定2車線区間の4車線化を促進する。

○事業所等における緊急物資備蓄、帰宅困難者への情報提供[2-5]

大規模地震発生時等において、帰宅困難者を極力発生させないため、交通機

関や観光施設、事業所等においては、当面の間、当該施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくことが必要となることから、食料等の緊急物資の備蓄を促進する。

また、帰宅困難者への適時・適切な情報提供を図るため、コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンと静岡県が締結している「災害時等徒歩帰宅者の支援に関する協定」に基づき、各店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として活用した情報提供体制の整備に積極的に協力する。

#### ○道路通行規制情報の提供

静岡県道路通行規制情報提供システムに加え、富士宮市ホームページや公式SNS等により、通行規制に関する情報提供の充実を図る。

#### ○道路啓開体制の整備[2-8, 5-5]

緊急輸送路等の途絶を迅速に解消するため、静岡県や関係機関の連携等により、装備資機材の充実、情報収集・共有や情報提供など必要な体制整備を図る。

#### ○ヘリポートの活用に関する検証[2-8]

大規模な地震が発生した場合に、ヘリコプターを最大限に活用した救出・救助や重症患者の搬送等を迅速に行うため、災害時に使用するヘリポートについて、訓練等により活用の検証を行う。

### (8) 農林水産

#### ○災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良[5-5]

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、農道や林道の維持管理を図り、災害時における孤立集落等の避難路や代替輸送路を確保するための取組を推進する。

#### ○農業用排水施設の整備・補強[1-3]

農地や農業用施設の湛水被害への対策や経年劣化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・改善を進める。

#### ○山地災害防止施設等の整備、避難体制の整備[1-4]

山地災害による死傷者を防ぐため、山地災害防止施設の整備等、森林の適正

な管理と保全を図るための取組を進める。

○協働による森林の多面的機能の向上[1-4, 4-5]

森林等の荒廃を防ぎ、森林の有する多面的機能の発揮や、森林資源を活かした地域の活性化を図るため、ボランティア団体や地域コミュニティとの連携による森林の整備・保全活動、環境教育等を推進する。

○土地改良施設の耐震対策[1-4]

土地改良施設の地震被害を防止するため、耐震対策を推進するとともに、耐震性の維持を図る。

○食料の生産・流通等関係事業所の防災対策(地震防災応急計画の策定)の促進[4-3]

農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策とソフト対策を適切に推進していく。

## (9) 市域保全

○河川及び洪水調整施設等の整備[1-3]

市内を流れる河川について、流域治水の考えに基づき浸水被害が想定される流域の優先的な治水対策を着実に推進する。

治水対策としての河川整備や維持管理を進め、雨水排水のための下水道整備を推進する。

○水門等の整備[1-3]

水門・樋門・排水機場・ダム等の自動化・遠隔操作化等の施設管理の高度化を推進する。

○洪水ハザードマップの作成、水害版図上訓練の実施[1-3]

既に作成・公表済みである洪水ハザードマップを活用し、浸水想定区域等の防災情報の周知に引き続き努めていく。また、県と連携を図りながら、水害版図上訓練等を実施し、地域の防災力の向上を図る。

○水位情報の伝達[1-3]

国や県と連携を図りながら、洪水予報河川・水位周知河川に指定された河川の設定水位の検証を進めるとともに、水防監視システムの整備を進める。

○土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の整備[1-4]

土砂災害による死傷者の発生を防ぐため、土砂災害ハザードマップを効果的に活用して、住民等へのさらなる周知・啓発、水防と連携した総合水防訓練を実施するなど、県と連携したソフト対策等の取組を進めていくとともに、危険区域にある危険住宅の移転を推進する。

○土砂災害防止施設の整備[1-4]

従来からの土砂災害防止施設の整備は、同時多発的に発生する土砂災害に対しても有効であることから、優先度を設け着実に進めていく。

○逃げ遅れによる被害の防止[1-3, 1-4]

住民が自らの判断で避難行動をとることにより、逃げ遅れを無くすため、住民等自らによる「わたしの避難計画」の作成を推進する。

○富士山火山防災対策 [1-5]

関係自治体及び関係機関等で構成する富士山火山防災対策協議会において、訓練による避難計画の検証や連携体制の確認等を行うとともに、避難計画の住民への周知に努める。

富士山の火山噴火対策、土石流危険溪流等の対策を推進する。

○用水供給体制の確保[4-4]

災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水が円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備、資機材の確保等の強化を総合的に図る。

○指定緊急避難場所の適正配置[1-3][1-4][5-1]

想定される災害種別ごとに適切な避難場所を選定するとともに、避難場所に必要な機能（看板等）を整備する。

## (10) 環境

### ○災害廃棄物の処理体制の確保[6-3]

災害時の廃棄物処理は、被害が発生してからではなく、防災的観点を踏まえ適切な処理施設において、受入れ設備を設ける等、可能な限り事前に対策を講じておくことが重要となる。

市の災害廃棄物処理計画を適宜見直し、改善等を行う。

### ○動物救護体制の整備[2-3]

災害時における犬猫等の保護のため、動物救護体制の整備を図る。

## (11) 土地利用(国土利用)

### ○地域づくり[7-1]

自然との共生を軸とした土地利用により、防災・減災機能を高め、地域の安全性と持続可能性を確保する。

また、農林水産業をはじめとする既存産業の活性化や新たな産業の立地促進を通じて、地域の経済基盤を強化し、災害や社会変化に強い地域を形成するとともに、富士山の景観や豊かな自然環境との調和を重視しつつ環境保全と産業活動の両立を図ることで個性豊かで魅力的な地域づくりを推進する。

### ○被災地の迅速な復旧対策を図る地籍調査等の推進[6-4]

被災地における住宅再建等の復旧・復興が、用地境界の確定作業により滞ることがないように、地籍調査、土地区画整理事業を推進する。

## A リスクコミュニケーション

### ○防災意識の向上[5-1]

災害発生時に一人ひとりが迅速・的確に避難行動をとることができるよう、学校や職場、地域の自主防災会等を通じ、実践的な防災訓練や防災教育等を推進する。また、地区居住者等による地区防災計画に関する取組を促進することにより、地域住民等の防災意識の向上、自発的な防災活動や適切な避難行動の促進等の自助・共助の向上を図り、地域防災力を強化する。

### ○地域コミュニティ機能の維持

要配慮者及び男女双方の視点への配慮を含め、災害時の地域住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上を図るとともに、平時から被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能の維持・向上を図る。

## B 人材育成

### ○次代を担う防災人材の育成

児童生徒へ、防災への関心を高めるきっかけとして、ふじのくにジュニア防災士養成講座を実施することにより、次代を担う防災リーダーを育成する。

また、本養成講座の講師については、積極的にふじのくに防災士の活用を図る。

### ○公共事業の持続的な担い手確保[5-5, 6-2]

公共事業の担い手である建設業では、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進行による担い手不足が懸念されるため、持続的な発展や新たな担い手確保を目指し、公共事業に従事する技術者の確保に向けた技術力の向上・継承等に取り組む。

## C 官民連携

### ○官民連携によるデジタル技術の研究開発

被害情報を始めとする災害対応や円滑な避難、物資の調達・輸送、地域経済社会の再検討に必要な情報の迅速な収集・提供・共有に向け、デジタル等の新技術の導入、ビッグデータの収集・整備に向けた研究開発及び活用、情報の一元的提供等の取組を官民が連携して推進する。

### ○災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化[2-8, 5-5]

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る。

### ○災害ボランティアの円滑な受け入れ[2-3]

被災者へ支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティ

アコーディネーターの養成を行うとともに、市社会福祉協議会等との連携体制の強化を図るための訓練等を推進する。

○民間の専門家等の受け入れ

災害時の支援活動を効果的に行うため、市社会福祉協議会や自治会等と連携するとともに、民間の専門家等を受け入れる体制を検討する。

○緊急物資受入れ体制の整備[2-4]

緊急物資の受入れ体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口等の確認を定期的に行い、必要に応じて協定内容を見直すなど、連携体制の強化を図る。

○雇用対策[6-4]

被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、公共職業安定所(ハローワーク)等の関係機関との連携を強化する。

○水産業、農業、観光業等の需要回復に向けた安全性の情報発信[6-6]

災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。また、正確な被害情報等を収集するため、平時から関係機関等との連携構築を行う。

## D 老朽化対策

○予防保全型のインフラ維持管理

高度成長期以降に集中的に整備された道路・鉄道・工業用水道等の基盤施設や、上下水道・公園・学校等の生活基盤、農業水利施設等の食料生産・供給基盤、治山治水・林道等の国土保全基盤といった各種のインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、予防保全型のインフラの維持管理に転換し、中長期的なトータルコストの縮減・標準化を図りつつ、インフラの維持管理・更新、集約・再編を確実に実施する。

## E デジタル活用

### ○デジタルデバイスの活用[1-1, 1-2]

応急活動の現場の状況報告や情報集約・共有に無人航空機(ドローン)等デジタルデバイスを活用するとともに、災害情報システムの連携・改良や浸水常襲箇所への低コストな浸水センサ設置等により災害情報を把握するなど、正確な状況判断を行うための取組を推進する。

### ○マイナンバーカードの活用

マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等の取組について、サービス・システムの検討を行う。

### ○新物資システム (B-PLo) 等取組の推進

「新物資システム (B-PLo)」等の情報システムのネットワーク化により情報共有を図り、迅速かつ効率的な対応を行うための取組を推進する。

### ○デジタルを活用した防災・減災対策の高度化、災害予測の高精度化

発災直後の混乱した状況における住民の避難所等へのチェックインや安否確認を迅速かつ正確に行うためのシステムの検討や、A I やデータを活用した災害予測の高度化を行う。

## 1 市の他の計画等の見直し

本計画は、国土強靱化に係る市の他の計画等の指針となるべきものである。

本市における総合計画や地域防災計画等、国土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画の内容を基本として行うものとする。

## 2 本計画の見直し

本計画は、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、市総合計画と整合を図り、概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うこととする。

また、上記のほか、国の国土強靱化基本計画や静岡県国土強靱化地域計画等の見直しの動向を踏まえ、必要がある場合においては、適宜見直しを行うこととする。

## 3 具体的な取組の推進

本計画に基づく具体的な取組については、市総合計画、地域防災計画等の計画に基づき、「第3章 国土強靱化の推進方針」に記載の各項目について計画的に推進するために、定期的に進捗管理や評価等を行い、必要に応じて取組手法や目標等の見直しを図っていくものとする。

## 4 プログラムの重点化

限られた資源により効率的・効果的に国土強靱化を推進するためには、プログラムの重点化(優先順位づけ)を行いながら進める必要がある。

本市では、以下の考え方をもとにプログラムの重点化を行い、今後進捗状況等を踏まえながら、取組の一層の推進に努めるものとする。

(プログラムの重点化の考え方)

リスクシナリオの強靱化に関する取組の有無や、強靱化の基本目標である「①人命の保護」「②市及び地域の重要な機能が維持」「③市民の財産及び公共施設の被害の最小化」「④迅速な復旧復興」への係わりの大きさを評価し、重点プログラムを位置づける。

<重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態>

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
1-5	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生
2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
2-8	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による経済活動の停滞
4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
5-2	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

## 1 重点プログラムの選定方法

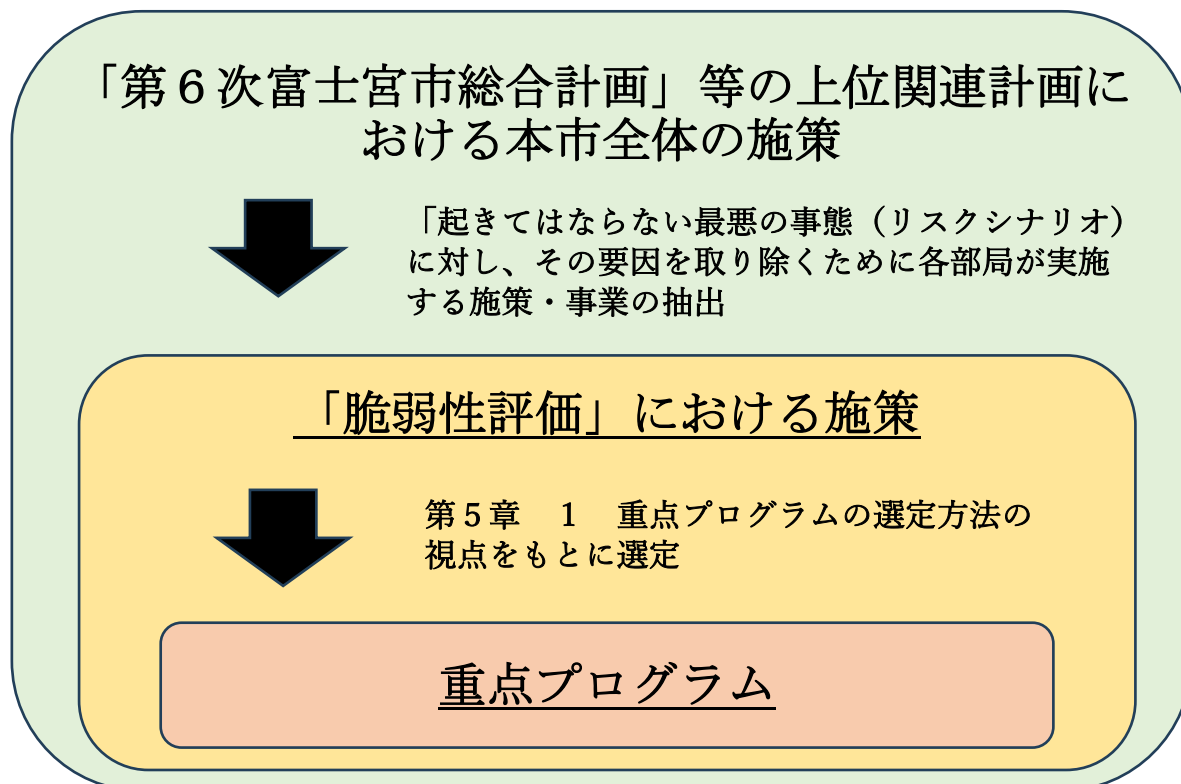
重点プログラムは、「別紙：プログラムごとの脆弱性評価結果」をもとに、担当課が選定している。

担当課が選定する際の主な視点は以下のとおりである。

- ・計画期間の間に重点的に実施すべき事業
- ・「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、特に有効な事業

なお、「具体的な着手の目途が立っていない事業」等については、重点プログラムから除外している。

## 2 重点プログラム選定までの流れ



### 3 重点プログラム推進のための主要な取組一覧

20 のリスクシナリオに関し、富士宮市地震対策アクションプログラム 2023 等により実施している主な取組（重点プログラム）を掲載。

「計画」欄の凡例

A P：富士宮市地震対策アクションプログラム 2023

総計：第6次富士宮市総合計画

その他

《令和8年3月時点》

#### 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

No	取組内容	指標	R7 年度末実績	目標値	達成時期	担当課【計画】
1	旧耐震基準の木造住宅の耐震改修、建替え・除却	耐震化率	92.6%	95%	R12	建築住宅課【AP 1】
2	旧耐震基準の木造住宅の耐震診断	受診数	18 件	推進	R12	建築住宅課【AP 1】
3	家具類の転倒防止措置等、家庭内の地震対策の促進	世帯の割合	54%	100%	R17	危機管理局【AP 2】
4	耐震シェルターの設置	設置数	0 件	推進	R12	建築住宅課【AP 2】
5	防災ベッドの設置	設置数	0 件	推進	R12	建築住宅課【AP 2】
6	公立学校の校舎・体育館等の耐震化の促進	耐震化率	97.9%	100%	R9	教育総務課【AP 3】
7	市有公共建築物（市民文化会館）の耐震化	耐震化率	0%	100%	R8	文化課【AP 5】
8	要安全確認計画記載建築物の耐震化	耐震化率	75%	100%	R12	建築住宅課【AP 6】
9	市における情報収集体制の強化（無人航空機操縦技能者の確保）	確保率	100%	100% (維持)	R17	危機管理局【AP 25】
10	常備消防用資機材の整備（常備消防用資機材の整備率）	整備率	100%	100% (維持)	R17	消防総務課【AP27】
11	地域の消防力の確保（条例定数に基づく消防団員の確保）	充足率	90.7%	100%	R17	警防救急課【AP29】
12	消防車両等の整備（消防車両等の充足率）	充足率	100%	100% (維持)	R17	消防総務課【AP31】
13	救急体制の整備（救急救命士 50 人の確保率）	確保率	80%	100%	R17	消防総務課【AP32】
14	消防団詰所整備事業	耐震化率	92.5%	100%	R17	警防救急課【総計】
15	公共施設の長寿命化改修	改修実施件数	171 件	推進	R17	公共建築課【総計】
16	ブロック塀等の撤去、建替え	撤去等件数及び延長	11 件 133.91m	推進	R12	建築住宅課【その他】

### 1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

No	取組内容	指標	R7 年度末実績	目標値	達成時期	担当課【計画】
再掲	家具類の転倒防止措置等、家庭内の地震対策の促進	世帯の割合	54%	100%	R17	危機管理局【AP2】
再掲	常備消防用資機材の整備 (常備消防用資機材の整備率)	整備率	100%	100% (維持)	R17	消防総務課【AP27】
17	消防施設・設備の整備の促進 (消防水利)	整備率	60.5%	100%	R17	警防救急課【AP28】
再掲	地域の消防力の確保(条例定数に基づく消防団員の確保)	充足率	90.7%	100%	R17	警防救急課【AP29】
再掲	消防車両等の整備 (消防車両等の充足率)	充足率	100%	100% (維持)	R17	消防総務課【AP31】
18	感震機能付住宅用分電盤等の設置補助(補助金の交付)	交付率	100%	100%	R17	危機管理局【AP95】

### 1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

No	取組内容	指標	R7 年度末実績	目標値	達成時期	担当課【計画】
19	指定緊急避難場所への看板整備 (71 か所)	整備率	77.5%	100%	R17	危機管理局【AP15】
20	「わたしの避難計画」の推進	普及率	100%	100% (維持)	R17	危機管理局【AP45】
21	洪水ハザードマップの作成及び周知 (23 河川)	普及率	100%	100% (維持)	R17	危機管理局【AP48】
22	森林環境整備事業による森林の間伐実施	実施率	70%	100%	R12	農業政策課【総計】

### 1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

No	取組内容	指標	R7 年度末実績	目標値	達成時期	担当課【計画】
23	防災重点ため池の地震・豪雨・劣化対策の推進	整備着手率	20%	100%	R12	河川課【AP11】
再掲	指定緊急避難場所への看板整備 (71 か所)	整備率	77.5%	100%	R17	危機管理局【AP15】
再掲	「わたしの避難計画」の推進	普及率	100%	100% (維持)	R17	危機管理局【AP45】
24	土砂災害ハザードマップの作成及び周知	普及率	100%	100% (維持)	R17	危機管理局【AP48】

### 1-5 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生

No	取組内容	指標	R7 年度末実績	目標値	達成時期	担当課【計画】
25	改定した富士山火山ハザードマップを踏まえた避難計画の策定促進	策定率	100%	100% (維持)	R17	危機管理局【AP36】
26	富士山の噴火に備えた防災訓練の実施	実施率	0%	100%	R17	危機管理局【AP37】
27	富士山火山防災対策のための協議会への参加(毎年)	参加率	100%	100% (維持)	R17	危機管理局【AP39】

## 2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

No	取組内容	指標	R7 年度末実績	目標値	達成時期	担当課【計画】
再掲	常備消防用資機材の整備 (常備消防用資機材の整備率)	整備率	100%	100% (維持)	R17	消防総務課 【AP27】
再掲	消防施設・設備の整備の促進(消防水利)	整備率	60.5%	100%	R17	警防救急課 【AP28】
再掲	地域の消防力の確保(条例定数に基づく消防団員の確保)	充足率	90.7%	100%	R17	警防救急課 【AP29】
再掲	消防車両等の整備 (消防車両等の充足率)	充足率	100%	100% (維持)	R17	消防総務課 【AP31】
再掲	救急体制の整備 (救急救命士 50 人の確保率)	確保率	80%	100%	R17	消防総務課 【AP32】
28	市災害対策本部における国や県等応援団体との連携機能の強化	実施率	100%	100% (維持)	R17	危機管理局 【AP34】
29	自主防災組織への防災資機材等の整備	整備率	96.4%	100%	R17	危機管理局 【AP41】
30	防災訓練の充実・強化(自主防災組織)	実施率	100%	100% (維持)	R17	危機管理局 【AP49】
31	要配慮者の避難訓練の充実・促進	参加率	39.6%	100%	R12	福祉企画課 【AP51】
32	避難行動要支援者の避難支援体制の確保	作成率	7.6%	100%	R12	福祉企画課 【AP52】
33	避難所運営支援体制の充実・強化(避難所運営に関する話し合いの実施)	実施率	100%	100% (維持)	R17	危機管理局 【AP53】
34	避難所運営体制の強化・充実(避難所運営訓練の実施)	実施率	27.7%	100%	R17	危機管理局 【AP54】
35	災害発生時の応援職員受入れに関する計画の策定(受援計画)	策定率	100%	100% (維持)	R17	危機管理局 【AP74】

## 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

No	取組内容	指標	R7 年度末実績	目標値	達成時期	担当課【計画】
再掲	常備消防用資機材の整備 (常備消防用資機材の整備率)	整備率	100%	100% (維持)	R17	消防総務課 【AP27】
再掲	消防車両等の整備 (消防車両等の充足率)	充足率	100%	100% (維持)	R17	消防総務課 【AP31】
再掲	救急体制の整備 (救急救命士 50 人の確保率)	確保率	80%	100%	R17	消防総務課 【AP32】
36	救護所の資機材の充実	整備率	100%	100% (維持)	R12	福祉企画課 【AP56】

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

No	取組内容	指標	R7 年度末実績	目標値	達成時期	担当課【計画】
37	避難所の生活環境の充実 (指定避難所へのテントトイレ及び感染症対策用資機材整備)	整備率	90.9%	100%	R17	危機管理局【AP55】
38	避難所への愛玩動物の同行避難が可能	整備率	100%	100% (維持)	R17	環境企画課【AP59】
39	避難所への愛玩動物用資機材の整備	整備率	100%	100% (維持)	R17	環境企画課【AP60】
40	災害時健康支援マニュアルの見直し	実施率	100%	100% (維持)	R17	健康増進課【AP61】
41	福祉避難所の確保 (公共施設・民間事業所)	施設数	15施設	推進	R17	福祉企画課 高齢介護支援課 障がい療育支援課【AP63】
42	多言語化・やさしい日本語による表示	整備率	100%	100% (維持)	R17	市民交流課【AP64】
43	外国語ボランティアによる防災支援体制の充実	登録数	100%	100% (維持)	R17	市民交流課【AP71】
44	遺体措置計画の策定・見直し	整備率	100%	100% (維持)	R17	環境企画課【AP90】
45	遺体収容所の資機材の整備	整備率	100%	100% (維持)	R17	環境企画課【AP91】
46	関係機関(市町・業界団体・他県等)との広域火葬情報伝達訓練の実施率	実施率	100%	100% (維持)	R17	環境企画課【AP92】
47	地震による被災建築物の応急危険度判定を行う	確保率	45.8%	100%	R17	建築住宅課【総計】
48	小中学校屋内運動場エアコン設置事業	設置率	0%	100%	R10	教育総務課【総計】

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

No	取組内容	指標	R7 年度末実績	目標値	達成時期	担当課【計画】
49	防災活動拠点の防災機能の強化(非常用発電機稼働時間 72 時間)	整備率	97.9%	100%	R17	危機管理局【AP19】
50	指定避難所及び指定緊急避難場所への防災倉庫の整備	整備率	70%	100%	R17	危機管理局【AP57】
51	障がいに応じて、人工呼吸器用外部バッテリー等の購入費用の一部支給(地域生活支援事業)	支給件数	0件	推進	R17	障がい療育支援課【AP68】
52	市民の備蓄の促進(1週間分の食料)	備蓄率	9.29%	100%	R17	危機管理局【AP79】
53	市民の備蓄の促進(1週間分の飲料水)	備蓄率	11.6%	100%	R17	危機管理局【AP80】
54	市の緊急物資備蓄の促進(食料)	備蓄率	100%	100% (維持)	R17	危機管理局【AP81】

## 2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

No	取組内容	指標	R7 年度末実績	目標値	達成時期	担当課【計画】
55	重要路線等にある橋長 10m 以上の橋りょうの耐震対策(対象 58 橋)	耐震化率	51.7%	60.3%	R12	道路課【AP 7】
56	市管理 JR 身延線跨線橋の耐震化の促進(対象 3 橋)	耐震化率	66.7%	100%	R12	道路課【AP 8】
57	孤立地域対策の促進(デジタル簡易無線機の整備)	整備率	66%	100%	R17	危機管理局【AP23】

## 2-8 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態

No	取組内容	指標	R7 年度末実績	目標値	達成時期	担当課【計画】
58	1 次緊急輸送路である市管理道路の整備延長(0.7km)に対する整備	整備率	100%	100%(維持)	R12	道路課【AP16】
59	緊急輸送路・避難路上の橋長 10m 以上の橋りょうの耐震化(対象 42 橋)	耐震化率	77%	93.5%	R12	道路課【AP17】
60	国土幹線・広域幹線等の道路整備促進(国道 469 号)の要望活動	実施率	100%	100%(維持)	R17	管理課【総計】
61	無電柱化推進事業	着手率	33%	50%	R17	道路課【総計】
62	市道新設改良事業 (2 級市道黒田貫戸線改良事業) (2 級市道西山安居山線改良事業) (一般市道星山 1 号線)	改良率	55%	55%	R12	道路課【総計】
63	市道新設改良事業(岳南北部地区幹線整備事業)	整備率	63%	100%	R12	道路課【総計】
64	緊急輸送路で DID 地域に該当する路線の舗装改良・舗装長寿命化修繕事業(対象 20 路線 L=22.294km)	改良率	60%	64%	R12	道路課【総計】
65	橋りょう長寿命化策定計画により評価Ⅲと判定された橋りょうの補修・橋りょう長寿命化修繕事業	補修率	61%	70%	R12	道路課【総計】
66	橋りょう長寿命化修繕計画の策定・橋りょう長寿命化修繕事業	策定率	100%	100%(維持)	R12	道路課【総計】
67	狭あい道路の拡幅 狭あい道路拡幅整備事業	延長	293.8m	推進	R12	建築住宅課【総計】
68	都市計画道路整備事業・(都) 田中青木線(大中里工区)	進捗率	53%	100%	R17	都市整備課【総計】
再掲	ブロック塀等の撤去、建替え(TOUKAI-O 事業)	件数及び延長	11 件 133.91m	推進	R12	建築住宅課【その他】

### 3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

No	取組内容	指標	R7 年度末実績	目標値	達成時期	担当課【計画】
69	公立学校の危機管理マニュアルの見直し（小中学校）	実施率	100%	100% (維持)	R17	学校教育課【AP13】
70	公立学校の学校防災に係る研修会の実施（小中学校）	実施率	100%	100% (維持)	R17	学校教育課【AP14】
再掲	防災活動拠点の防災機能の強化（非常用発電機稼働時間 72 時間）	整備率	97.9%	100%	R17	危機管理局【AP19】
71	市災害対策本部の機能強化（市災害対策本部運営訓練の実施）	実施率	100%	100% (維持)	R17	危機管理局【AP21】
72	地域防災無線の整備（防災拠点及び防災関係機関等への連絡手段）	整備率	100%	100% (維持)	R17	危機管理局【AP24】
再掲	消防団詰所整備事業	耐震化率	92.5%	100%	R17	警防救急課【総計】

### 4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による経済活動の停滞

No	取組内容	指標	R7 年度末実績	目標値	達成時期	担当課【計画】
73	事業所（50 人以上）及び事業所（49 人以下）の事業継続計画 BCP の策定促進	策定率	66.5% 40.3%	75% 55%	R12	商工振興課【AP86】

### 4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

No	取組内容	指標	R7 年度末実績	目標値	達成時期	担当課【計画】
再掲	常備消防用資機材の整備（常備消防用資機材の整備率）	整備率	100%	100% (維持)	R17	消防総務課【AP27】
再掲	消防車両等の整備（消防車両等の充足率）	充足率	100%	100% (維持)	R17	消防総務課【AP31】

### 5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

No	取組内容	指標	R7 年度末実績	目標値	達成時期	担当課【計画】
再掲	指定緊急避難場所への看板整備	整備率	77.5%	100%	R17	危機管理局【AP15】
再掲	防災活動拠点の防災機能の強化（非常用発電機稼働時間 72 時間）	整備率	97.9%	100%	R17	危機管理局【AP19】
再掲	地域防災無線の整備（防災拠点及び防災関係機関等への連絡手段）	整備率	100%	100% (維持)	R17	危機管理局【AP24】
74	消防活動時における情報収集体制の強化（ドローン 2 機配備）	配備率	100%	100% (維持)	R17	消防総務課【AP33】
75	県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用による地域防災力の強化	利用率	85.6%	100%	R17	危機管理局【AP44】

再掲	防災訓練の充実・強化（自主防災組織）	実施率	100%	100% (維持)	R17	危機管理局 【AP49】
再掲	防災訓練の充実・強化（中・高校生）	参加率	100%	100% (維持)	R17	危機管理局 【AP50】
76	自主防災組織における男女共同参画の視点からの防災対策の推進	女性登用率	61.9%	100%	R17	危機管理局 【AP58】
77	外国人を雇用する企業等と連携した防災出前講座の開催回数	開催率	0%	100%	R17	市民交流課 【AP65】
78	観光客の災害対策計画等の策定	策定率	0%	100%	R14	観光課 【AP66】
79	災害時情報伝達の強化（防災ラジオの配布）	配布率	79%	100%	R17	危機管理局 【AP93】

#### 5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

No	取組内容	指標	R7年度末実績	目標値	達成時期	担当課【計画】
80	停電リスク低減のための予防伐採推進体制の構築（連絡会参加）	参加率	100%	100% (維持)	R17	危機管理局 【AP85】

#### 5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

No	取組内容	指標	R7年度末実績	目標値	達成時期	担当課【計画】
81	配水池等水道施設の耐震化（対象84か所）	耐震化率	78%	87%	R17	水道工務課 【AP9】
82	基幹管路（導水管、送水管及びφ200mm以上の配水管）の布設替の促進	耐震適合率	46%	50%	R17	水道工務課 【AP10】
83	水源設備の拡充を行ない飲料水の安定供給を図る。（No.1～3井戸の導水管及び施設整備）	進捗率	0%	100%	R17	水道工務課 【総計】
84	国庫補助（汚水）公共下水道整備事業	整備率	84%	85%	R17	下水道課 【総計】
85	国庫補助（汚水）公共下水道ストックマネジメント計画事業（点検・調査）	達成率	0%	100%	R17	下水道課 【総計】
86	市単独公共下水道整備事業	整備率	84%	85%	R17	下水道課 【総計】
87	合併処理浄化槽設置整備事業	設置率	42%	51%	R17	下水道課 【総計】

#### 5-5 太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

No	取組内容	指標	R7年度末実績	目標値	達成時期	担当課【計画】
再掲	重要路線等にある橋長10m以上の橋りょうの耐震対策（対象58橋）	耐震化率	51.7%	60.3%	R12	道路課 【AP7】
再掲	市管理JR身延線跨線橋の耐震化の促進（対象3橋）	耐震化率	66.7%	100%	R12	道路課 【AP8】
再掲	1次緊急輸送路である市管理道路の整備延長（0.7km）に対する整備	整備率	100%	100% (維持)	R12	道路課 【AP16】

再掲	緊急輸送路・避難路上の橋長 10m 以上の橋りょうの耐震化(対象 42 橋)	耐震化率	77%	93.5%	R12	道路課 【AP17】
88	緊急輸送路沿いのブロック塀等の撤去、建替え	耐震化率	52.2%	55%	R12	建築住宅課 【AP18】
再掲	国土幹線・広域幹線等の道路整備促進(国道 469 号)の要望活動	実施率	100%	100% (維持)	R17	管理課 【総計】
再掲	無電柱化推進事業	着手率	33%	50%	R17	道路課 【総計】
再掲	市道新設改良事業 (2 級市道黒田貫戸線改良事業) (2 級市道西山安居山線改良事業) (一般市道星山 1 号線)	改良率	55%	55%	R12	道路課 【総計】
再掲	市道新設改良事業(岳南北部地区幹線整備事業)	整備率	63%	100%	R12	道路課 【総計】
再掲	緊急輸送路で DID 地域に該当する路線の舗装改良・舗装長寿命化修繕事業(対象 20 路線 L=22.294km)	改良率	60%	64%	R12	道路課 【総計】
再掲	橋りょう長寿命化策定計画により評価Ⅲと判定された橋りょうの補修・橋りょう長寿命化修繕事業	補修率	61%	70%	R12	道路課 【総計】
再掲	橋りょう長寿命化修繕計画の策定・橋りょう長寿命化修繕事業	策定率	100%	100% (維持)	R12	道路課 【総計】
再掲	都市計画道路整備事業・(都) 田中青木線(大中里工区)	進捗率	53%	100%	R17	都市整備課 【総計】

#### 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

No	取組内容	指標	R7 年度末実績	目標値	達成時期	担当課【計画】
89	事前復興準備の推進(事前都市復興計画の策定)	策定率	0%	100%	R12	都市計画課 【AP88】

#### 6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

No	取組内容	指標	R7 年度末実績	目標値	達成時期	担当課【計画】
90	被災者の住宅の確保(応急仮設住宅 638 戸)	確保率	100%	100% (維持)	R17	建築住宅課 【AP72】
91	被災者の住宅の確保(応急借上げ住宅 638 戸)	確保率	100%	100% (維持)	R17	建築住宅課 【AP73】
92	被災者生活再建支援体制の確保(システムの整備)	整備率	0%	100%	R12	危機管理局 【AP77】
再掲	事業所(50 人以上)及び事業所(49 人以下)の事業継続計画 BCP の策定促進	策定率	66.5% 40.3%	75% 55%	R12	商工振興課 【AP86】
93	地籍調査事業の推進	進捗率	24.0%	24.4%	R11	管理課 【その他】

## (別紙) プログラムごとの脆弱性評価結果

《令和8年3月時点》

### 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限に防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊による多数の死傷者の発生

#### ○ 住宅の耐震化、老朽空き家対策

住宅の耐震化は居住者の生命、財産を守ることに加え、被災者の減少は発災後の早期復興にもつながることから、1棟でも多くの耐震化が早期に図られることが必要である。本市における住宅の耐震化率は、令和5年度住宅土地統計調査によると91.1%と一定の進捗はみられるが、引き続き耐震化が促進されるよう取り組んでいく必要がある。

また、管理が不十分な老朽化した空き家は、防災上のみならず防犯上も危険であるため、所有者の意向を踏まえつつ、危険と判断された場合は早期に除却することが必要である。

#### ○ 災害時の拠点となる市有建築物の耐震化

学校や公民館、また医療施設や社会福祉施設等の耐震化は、建物の倒壊や天井の落下を防止し、児童・生徒・市民等の安全の確保、避難所の確保、発災後の復旧対策の観点からも極めて重要な取組の一つである。

本市では、今後も引き続き、未完了となっている市有建築物の耐震化を推進していく必要がある。

#### ○ 家具の転倒防止をはじめとする家庭内対策の促進

地震による家具類の転倒での死傷者の発生を防ぎ、自らの命を守るため、家具の固定は重要であるため、引き続き普及啓発が求められる。

また、地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る必要がある。

その他、防災ベッドや耐震シェルターの普及、持ち出し品の準備やガラスの飛散防止対策など、さらなる家庭内対策を促進していく必要がある。

#### ○ 特定天井の脱落防止対策

大空間を有する市有建築物の特定天井の脱落を防止するための改修を推進する必要がある。

#### ○ 避難地・避難路の整備、避難路沿道のブロック塀の耐震化

安全な避難地へ迅速な避難を行うため、避難地・避難路の整備や、障害物となる危険性の

ある緊急輸送路沿道のブロック塀の耐震化等を促進する必要がある。

○狭あい道路の整備

緊急車両等の通行に支障がでないようにする為、狭あい道路の拡幅整備を促進する必要がある。

○ 地域防災力向上のための環境整備

大規模災害の発生に備え、地域防災力を強化するため、消防施設・設備の充実、消防団員の確保・教育訓練、消防団車両の更新、無人航空機(ドローン)の活用、災害対策本部機能の強化が必要である。

○ 社会福祉施設の防災対策等の支援

高齢者施設等は、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用しており、利用者の安全確保のため、高齢者施設等の防災・減災対策のための整備を支援する必要がある。

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

○ 家具の転倒防止をはじめとする家庭内対策の促進(再掲)

地震による家具類の転倒での死傷者の発生を防ぎ、自らの命を守るため、家具の固定は重要であるため、引き続き普及啓発が求められる。

また、地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る必要がある。

その他、防災ベッドや耐震シェルターの普及、持ち出し品の準備やガラスの飛散防止対策など、さらなる家庭内対策を促進していく必要がある。

○ 地域防災力向上のための環境整備(再掲)

大規模災害の発生に備え、地域防災力を強化するため、消防施設・設備の充実、消防団員の確保・教育訓練、消防団車両の更新、無人航空機(ドローン)の活用、災害対策本部機能の強化が必要である。

○ 社会福祉施設の防災対策等の支援 (再掲)

高齢者施設等は、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用しており、利用者の安全確保のため、高齢者施設等の防災・減災対策のための整備を支援する必要がある。

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

○ 河川及び雨水貯留施設等の整備

施設整備については、流域治水の考えに基づき浸水被害が想定される流域を優先して、河川改修や雨水貯留施設など予防型対策を着実に推進する必要がある。

○ 洪水ハザードマップの作成、水害版図上訓練の実施

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うためには、浸水想定区域における洪水ハザードマップの作成・公表が必要である。本市では既に洪水ハザードマップが作成・全戸配布済みとなっているが、引き続きこれを活用した浸水想定区域等の防災情報の周知に継続して努める必要がある。

また、水害版図上訓練の実施などにより、継続的に地域の防災力の向上を図る必要がある。

○ 水位情報の伝達

近年の気象特性や河川改修の状況等を踏まえ、水防点検箇所等への水防監視システムの整備を進める必要がある。また、危険区域においては、危険住宅の移転を推進する必要がある。

○ 指定緊急避難場所の適正配置

想定される災害種別ごとに適切な避難場所を選定するとともに、避難場所に必要な機能(看板等)を整備する必要がある。

○ 逃げ遅れによる被害の防止

住民が自らの判断で避難行動をとることにより逃げ遅れを無くすため、住民等自らによる避難行動計画の作成を推進する必要がある。

○ 農業用排水施設の整備・補強

農地や農業用施設の湛水被害の解消や、経年劣化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・改善を進める必要がある。

○ 水門等の自動化・遠隔化

水門・樋門・排水機場・ダム等の自動化・遠隔操作化等の施設管理の高度化を推進する。

○ 社会福祉施設の防災対策等の支援（再掲）

高齢者施設等は、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用しており、利用者の安全確保のため、高齢者施設等の防災・減災対策のための整備を支援する必要がある。

1-4 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生

○ 土砂災害防止施設の整備

砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの従来からの施設整備は、同時多発的に発生し、人的被害が発生するおそれがある土砂災害に対して有効であることから、優先度を設け着実に進めていく必要がある。

○ 土砂災害警戒区域等の周知、避難体制の構築

本市では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域(土石流・地すべり・急傾斜地の崩壊)及び土砂災害特別警戒区域(土石流・急傾斜地の崩壊)が指定されており、既に土砂災害ハザードマップを作成して周知しているところである。

引き続き、ハザードマップを活用して、住民等へのさらなる周知・啓発、避難訓練の実施、県と連携したソフト対策等の取組を推進する必要がある。

○ 指定緊急避難場所の適正配置（再掲）

想定される災害種別ごとに適切な避難場所を選定するとともに、避難場所に必要な機能(看板等)を整備する必要がある。

○ 逃げ遅れによる被害の防止(再掲)

住民が自らの判断で避難行動をとることにより逃げ遅れを無くすため、住民等自らによる避難行動計画の作成を推進する必要がある。

○ 山地災害防止施設等の整備、避難体制の整備

山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区における、山地災害防止施設の整備を進める必要がある。

○ 協働による森林の多面的機能の向上

森林の適切な管理・保全が行われない場合には、森林が有する多面的機能が損なわれ、山地災害等の発生リスクの高まりが懸念されるため、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、県と協力しながら森林整備・保全活動や環境教育等を推進する必要がある。

○ 土地改良施設の耐震

被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい土地改良施設の地震被害を防止するため、耐震対策の推進または耐震性の維持を図る必要がある。

1-5 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生

○ 富士山火山防災対策

関係自治体及び関係機関等で構成する富士山火山防災対策協議会において、訓練による避難計画の検証や連携体制の確認等を行うとともに、避難計画の住民への周知に努める。

あわせて、富士山の火山噴火対策、土石流危険渓流等の対策を推進する。

- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

○ 他自治体や他応援機関等との連携強化

災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、相互応援協定を締結している国内外の自治体や自衛隊等の応援機関と平時からの連絡会議等による情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。

○ 地域の防災力の充実・強化

広域災害では、広域支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、消防団や自主防災会など、地域の防災力の充実・強化を図る必要がある。

このため、地域の消防団車両の更新、消防防災用施設、設備及び資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に消防団や地域の住民、学校、事業所などが協力し、防災訓練や人材の育成・活用などの取組を促進する。

○ 次代を担う防災人材の育成

児童生徒へ、防災への関心を高めるきっかけとして、ふじのくにジュニア防災士養成講座を実施することにより、次代を担う防災リーダーを育成する。

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

○ 病院等医療機関における電力供給体制の確保

大規模災害によって電力供給が停止した場合に備え、病院等医療機関における燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進し、電力供給停止時であっても病院機能が適切に維持されるようにする必要がある。

○ ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、洪水対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。

○ 医療救護体制の整備

本市では、富士宮市医療救護計画に基づき、震度5弱以上の規模の地震が発生した場合などにおいて、医療救護所や救護病院と連携する体制が整っていることから、今後もこれを維

持していく。

また、富士宮市立病院が被災した場合の医療機器、薬品類、食料その他応急物資の受け入れや、医師、看護師、コメディカルその他人員の受け入れ等について体制を整えておく必要がある。

○ 広域災害救急医療情報システムの適切な管理、システム研修の実施

被災地域において迅速かつ適切な医療・救護活動ができるよう、災害時の医療機関の稼働状況など、災害医療に関わる広域情報の集約・共有が必要である。

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

○ 避難所の安全確保

避難者の安全確保を図るため、被災建築物の応急危険度判定の実施体制を強化するとともに、屋内避難施設落下物防止対策を推進する必要がある。

また、熱中症等の対策として、避難所である小中学校体育館への空調設備の設置等を進めるとともに、大規模災害によって避難所への電力供給が停止した場合に備え、各避難所に太陽光発電設備やポータブル発電機の設置など、避難所機能の充実・強化を図る必要がある。

○ 福祉避難所の設置

本市では、大規模災害時に、配慮が必要な高齢者、障がい者のための避難所として、福祉施設と協定締結を行うとともに、福祉避難所マニュアルを策定している。

今後、乳幼児、妊産婦のための福祉避難所の設置についても整備する必要がある。

○ 避難所での生活によるストレスの軽減

避難所での生活によるストレスを軽減できるよう、避難時におけるルールづくりやプライバシーの保護、衛生面などについて配慮する必要がある。

また、発災に備え、避難所の立ち上げを担う自主防災会や施設管理者となる学校など、関係者による事前協議や避難所運営ゲーム(HUG)の実施など課題の共有が重要である。

○ 動物救護体制の整備

災害時における犬猫等の保護のため、動物救護体制の整備を図る必要がある。

○ 災害ボランティアの円滑な受け入れ

被災者へ支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、市社会福祉協議会等との連携体制の強化を図るための訓練等

を行う必要がある。

○ 被災者の健康支援体制の整備

災害時における被災者の健康支援を促進するため、災害時健康支援マニュアルの適宜改定等に取り組む必要がある。

○ 遺体の適切な対応

遺体処理に関して、円滑かつ適切な対応を行うため、遺体処理マニュアルの改訂や火葬体制の整備を図る必要がある。

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

○ 緊急物資備蓄の推進

本市では、大規模地震災害等に備え、食料等の備蓄をするとともに、市民に対して7日以上以上の食料・飲料水などの備蓄を呼びかけているが、現状では、ほとんどの家庭で不十分な状況であることから、様々な機会を捉えて、日常生活で準備できる備蓄方法の周知などを行い、備蓄率の向上を図る必要がある。

また、余震などによる帰宅困難者の二次災害等を防ぐため、事業所においては、発災後しばらくは従業員等を事業所内に留めておくことができるよう、必要な備蓄を促す必要がある。

学校においても、児童・生徒を保護者へ引渡しできず学校にとどまる場合に備え、食料・飲料水などの備蓄を進める必要がある。

避難施設の生活環境の機能を維持するために、電力や燃料等の確保に努める必要がある。

○ 救援物資受入体制の整備

救援物資の受入れ体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換や連絡窓口等の確認を定期的に行い、必要に応じて協定内容の見直しを行うなど、連携体制を強化する必要がある。

○ 上水道の断水に備えた応急給水体制の確保

上水道の断水による水供給の長期停止に備え、災害時用給水車の確保等を進める必要がある。

○ 防災避難施設等における非常用電源、燃料の確保

電力の供給停止に備え、避難所等の防災施設において、防災行政無線等の情報通信設備や

避難者の空調設備等の機能維持に必要な非常用電源及び燃料を確保する必要がある。

○ 社会福祉施設の防災対策等の支援（再掲）

高齢者施設等は、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用しており、利用者の安全確保のため、高齢者施設等の防災・減災対策のための整備を支援する必要がある。

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

○ 事業所等における緊急物資備蓄、帰宅困難者への情報提供

大規模地震発生時等において、帰宅困難者を極力発生させないため、交通機関や観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要がある。

また、帰宅困難者への適時・適切な情報提供を図るため、コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンと県が締結している「災害時等徒歩帰宅者の支援に関する協定」に基づき、各店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として活用した情報提供体制の整備に協力する必要がある。

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○ 孤立地域における通信手段の確保

本市では、道路の寸断等により地域が孤立した場合に備え、地域防災無線やデジタル簡易無線機の配備をしている。

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

○ 下水道施設の耐震化等

大規模地震発生時における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化や下水道ストックマネジメント計画に基づき、浄化センター等の設備の更新等を図る必要がある。

○ 平時からの予防措置

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要があるとともに、防疫用資機材や防疫用薬品を確保しておくなど、防疫体制の整備を進めておく必要がある。

## 2-8 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態

### ○ 緊急輸送路等の整備、耐震対策

救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルートを確認するため、緊急輸送路の道路整備、街路整備、橋梁の耐震対策、斜面・盛土の防災対策や液状化対策を推進するとともに、無電柱化を促進する必要がある。

### ○ 緊急輸送路等の周辺対策

基幹的交通インフラ及び緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確認するため、道路等に面するブロック塀の耐震対策を促進する必要がある。

### ○ 鉄道施設の耐震化

緊急輸送路の機能を確認するため、鉄道橋梁等の耐震対策を促進する。

### ○ 道路啓開体制の整備

緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、静岡県や関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有や情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

### ○ ヘリポートの活用に関する検証

災害時に使用するヘリポートについて、訓練等により活用の検証を行う必要がある。

### ○ 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

##### ○ 市の防災拠点庁舎等の安全性の確保、防災機能の強化

本市の防災拠点である富士宮市役所は、十分な耐震性能を有しており、洪水・土砂災害からの安全性が確保された立地条件にあるほか、災害対策本部としての必要な設備機器が集中整備されており、消防機関との連携も確保され、防災拠点として非常に優れた機能を有している。

その他の防災拠点についても引き続き、機能の維持・向上に積極的に取り組む必要がある。

##### ○ 市の業務継続に必要な体制整備

市の危機管理体制においては、一部幹部職員が不在等であっても、緊急事態において迅速な意思決定ができる体制としている。

市の業務継続計画(BCP)の検証と見直しを常に行い、業務継続に必要な体制を整備する必要がある。

##### ○ 防災拠点施設における非常用電源、燃料の確保（再掲）

電力の供給停止に備え、災害対策本部が設置される防災拠点施設において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源及び燃料を確保する必要がある。

##### ○ 各種実践的訓練の実施

危機対策にあたる要員を対象として、年間を通じて計画的に各種実践的な訓練を行うことにより、業務の習熟を図る必要がある。

#### 4 経済活動を機能不全に陥らせない

##### 4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による経済活動の停滞

###### ○ 事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画（BCP）の策定の促進

大規模地震対策特別措置法に基づく事業所における地震防災応急計画について、策定を促進する必要がある。

また、大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所の事業継続計画（BCP）について、静岡県BCPモデルプランの周知を図るとともに、静岡県BCP研究会会員による普及啓発や、BCP策定を指導する人材の養成を図り、策定を促進する必要がある。

##### 4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

###### ○ 石油貯蔵施設等を有する企業間の連携強化

石油貯蔵施設等が立地するエリアなどにおいて、関係機関との一層の連携、防災体制の充実・強化を図っていく必要がある。

###### ○ 消防防災体制の強化

大規模火災、爆発等に備え、消防施設・設備の充実を図る必要がある。

##### 4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

###### ○ 食料の生産・流通等関係事業所の防災対策（地震防災応急計画の策定）の促進

農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けたハード対策とソフト対策の適切な促進を図っていく必要がある。

##### 4-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

###### ○ 用水供給体制の確保

災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水が円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活動体制に係る訓練、資機材の確保等の強化を総合的に図っていく必要がある。

4-5 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

○ 協働による森林の多面的機能の向上(再掲)

森林の適切な管理・保全が行われない場合には、森林が有する多面的機能が損なわれ、山地災害等の発生リスクの高まりが懸念されるため、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、県と協力しながら森林整備・保全活動や環境教育等を推進する必要がある。

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

○ 防災拠点施設における非常用電源、燃料の確保（再掲）

電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源及び燃料を確保する必要がある。

○ 指定緊急避難場所の適正配置（再掲）

想定される災害種別ごとに適切な避難場所を選定するとともに、避難場所に必要な機能（無線機、看板等）を整備する必要がある。

○ ふじのくに防災情報共有システムの適切な管理、訓練による操作の習熟

災害時における静岡県や関係機関等と情報を共有できるよう「ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)」による訓練を実施する必要がある。

○ デジタルを活用した防災・減災対策の高度化、災害予測の高精度化

発災直後の混乱した状況における住民の避難所等へのチェックインや安否確認を迅速かつ正確に行うためのシステムの検討や、AIやデータを活用した災害予測の高度化を行う必要がある。

○ デジタル化に対応した通信機器の整備・運用

災害時の通信を確実に確保するため、デジタル化に対応した新たな防災通信ネットワークシステムを整備・運用する必要がある。

○ 災害情報の伝達手段の多ルート化

災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、本市では全国瞬時警報システムJアラートを導入済みであり、定期的な運用試験等により確実な運用を図っているところである。

また、テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、住民に対して災害関連情報の提供ができるよう、防災行政無線やLアラート、防災ラジオ、コミュニティFM、緊急速報メール、市のホームページや公式SNS、総合防災アプリ「静岡県防災」など災害情報の多ルート化に努めているところである。

引き続き、災害情報の聞き取りやすい環境を整えるとともに、情報インフラ等の環境の変

化に応じた、効果的な災害情報伝達手段を研究していく必要がある。

今後も、出前講座や広報紙の活用など、様々な機会を捉えて災害情報伝達手段について、住民への周知を継続していくことが重要である。

○ 防災意識の向上

洪水や土砂災害等による被害を軽減するためには、市民一人ひとりが、自分の住んでいる地域の危険度を理解した上で、災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことが重要である。そのため、男女共同参画の視点を踏まえ、人材の育成や防災学習室を活用した市民等への普及・啓発など、自助・共助の意識の向上を図るための取組を継続していく必要がある。

○ 防災訓練による地域防災力の強化

地域の防災体制の確立、地域防災力の向上及び市民の防災意識の高揚を図るため、災害図上訓練「DIG」、避難所運営ゲーム「HUG」、自主防災組織災害対応訓練「イメージTEN」等を活用した事前の検証や防災訓練の実施による体制の充実・強化を行うほか、地震等発災時に大きな戦力として期待される、中高生の参加を促進する必要がある。

○ 外国につながる市民に対する危機管理対策

市内には多くの外国につながる市民が居住しているが、言語の違い等により、防災知識や情報の理解が困難なため、適切な避難行動が遅れる場合がある。そのため、災害時を見据えたコミュニケーション支援を図る必要がある。

5-2 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止

○ ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化(再掲)

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、洪水対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。

○ 自立分散型のエネルギーシステムの導入の推進

太陽光、天然ガスコージェネレーション等の自立分散型エネルギーシステムを活用したエネルギーのネットワーク化を推進する必要がある。

また、住宅をはじめ、事業所や工場等における太陽光発電等の導入を促進する必要がある。

### 5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

#### ○ ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化(再掲)

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、洪水対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。

#### ○ 石油基地の防災体制の充実強化

関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図る必要がある。

### 5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

#### ○ 水道施設の耐震化

災害時に配水被害が大きい基幹管路等の耐震化を着実に推進する必要がある。

#### ○ 上水道の断水に備えた応急給水体制の確保(再掲)

災害用給水車の整備など、生活用水の確保と応急給水体制の確保を推進する必要がある。

#### ○ 下水道施設の耐震化等(再掲)

大規模地震発生時における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化や下水道ストックマネジメント計画に基づき、浄化センター等の設備の更新等を図る必要がある。

### 5-5 太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

#### ○ 基幹的交通インフラの安全性の確保

大規模災害時における救急・救命活動や支援物資の輸送等の広域支援を迅速に配備するため、広域幹線道路の防災機能強化を促進する必要がある。このため、国、県と連携し、暫定2車線区間の4車線化を促進する必要がある。

#### ○ 緊急輸送路等の整備、耐震対策(再掲)

救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルートを確保するため、緊急輸送路の道路整備、街路整備、橋梁の耐震対策、斜面・盛土の防災対策や液状化対策を推進するとともに、無電柱化を促進する必要がある。

○ 緊急輸送路等の周辺対策(再掲)

基幹的交通インフラ及び緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確保するため、道路等に面するブロック塀の耐震対策を促進する必要がある。

○ 災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。

○ 道路啓開体制の整備(再掲)

緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

○ 鉄道施設の耐震化(再掲)

緊急輸送路の機能を確保するため、鉄道橋梁等の耐震対策を促進する。

○ 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化(再掲)

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。

○ 公共事業の持続的な担い手確保

公共事業の担い手である建設産業では、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、持続的な発展や新たな担い手確保を目指し、公共事業に従事する技術者等の確保に向けた技術力の向上・継承等に様々な角度から取り組む必要がある。

## 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

### ○ 復興事前準備の取組の推進

被災後、早期に的確な復興が実現できるよう、被災後の復興まちづくりをあらかじめ検討しておく復興事前準備の取組を推進する必要がある。

### ○ 震災復興のための都市計画行動計画の見直し・周知

被災地の復興計画を迅速かつ円滑に策定するため、「富士宮市震災復興都市計画行動計画」について適宜見直すとともに、庁内外に周知を行う必要がある。

6-2 災害復旧・復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態

### ○ 公共事業の持続的な担い手確保(再掲)

公共事業の担い手である建設産業では、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、働き方改革の推進、建設現場における生産性の向上などの施策に取り組むとともに、これらの取組について、産学官が連携した理解促進活動により広く周知することにより、持続的な担い手の確保を図る必要がある。

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

### ○ 災害廃棄物の処理体制の確保

第4次地震被害想定を受け、県の災害廃棄物処理計画と相互に補完した、市災害廃棄物処理計画の策定を推進する必要がある。

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

### ○ 住宅対策

生活の基盤である住宅については、被災者による自力再建支援を行うとともに、応急仮設住宅等の供給を行う。また、必要に応じ災害公営住宅の建設について検討する必要がある。

### ○ 雇用対策

被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、公共職業安定所(ハローワーク)等の関係機関との連携を強化する必要がある。

また、事業所の事業活動の維持を図るため、防災・減災対策に係る助成制度・金融支援制度により対策を促進するとともに、事業継続計画(BCP)の策定を促進する必要がある。

○ 生活再建支援

被災者生活再建支援制度の充実を図るとともに、様々な生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制を整備するとともに、災害時の迅速な被災者支援が可能な被災者台帳を迅速に作成し、利用できる体制を整備することが必要である。

また、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つである地震保険の普及促進に努める必要がある。

○ 被災地の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進

被災地の円滑な復旧・復興を確保するためには、官民境界調査等により正確な登記簿と公図を整備する地籍調査を実施しておくことが重要となるが、県内の地籍調査の進捗率は25%程度にとどまっており、更なる促進を図る必要がある。

○ 事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画（BCP）の策定の促進（再掲）

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急計画について、未策定の事業所に対して策定を促進する必要がある。

また、大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所の事業継続計画（BCP）について、静岡県BCPモデルプランの周知を図るとともに、静岡県BCP研究会会員による普及啓発や、BCP策定を指導する人材の養成を図り、策定を促進する必要がある。

○ 応急仮設住宅、応急借上げ住宅等、被災者の住宅の支援

被災者の生活拠点を早急に確保するため、応急仮設住宅の建設が可能な用地を把握・確保するとともに、応急借上げ住宅の事前登録を行うなど、あらかじめ住居の供給体制を整備しておく必要がある。

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

○ 文化財の耐震・防火対策

文化財指定・登録された建造物のみならず、歴史的景観を形成する石垣、植生等を含め耐震、防火対策を進めるとともに、展示、收藏されている文化財については転倒防止等の措置を講じる等、文化財の内容、状況、状態に応じた対策を講じる必要がある。

○ 文化財救済体制の構築

地震発生直後は、行政による文化財被害の情報収集、被災文化財の救済が困難になると想

定されるため、民間を含めた文化財被害の情報収集、被災文化財の救済体制を構築する必要がある。また、国県等機関(文化庁、国立文化財機構、静岡県など)との文化財救済に向けた連携強化を図る必要がある。

○ 地域コミュニティによる文化財の保存と継承

日頃から地域・学校においてコミュニティ内の文化財の価値を知り、保存と継承の重要性を共有して、有事の際に地域の文化財の状態を確認する体制を構築するとともに、民俗行事の一時的な休止、縮小などの事態が発生した場合においても、継承活動を存続できる人材の育成を促進する必要がある。

6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

○ 水産業、農業、観光業などの需要回復に向けた安全性の情報発信

災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、県内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じることが必要となる。このため、平時から関係機関等との連携構築を行う必要がある。

## 7 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり

### 7-1 企業・住民の流出等による地域活力の低下

#### ○ 事前復興の視点と災害リスクを考慮した安全・安心な地域づくり

特に東日本大震災以降、企業や住民の災害に対する防災意識が高まり、自助及び共助の重要性が浸透するなか、大規模災害に対し、ハード・ソフト事業からなる多重防御の防災・減災対策に取り組むとともに、復旧・復興段階も見据えた事前復興の取り組みによる安全・安心な地域づくりを行う必要がある。

#### ○ 地域づくり

防災・減災対策を優先としながら、既存産業の充実に加え、新たな企業用地の創出や地域の強みを活かした6次産業化の育成などを通して、個性豊かで魅力的な地域づくりを推進する必要がある。

#### ○ 地域連携軸の形成

市域全体の均衡ある発展のため、沿岸部と内陸部が連携・補完するよう交通・情報ネットワークを整備する必要がある。

# 富士宮市国土強靱化地域計画

令和2年8月 策定

令和8年3月 改定

富士宮市 危機管理局



©富士宮市さくやちゃん

〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地

TEL: 0544-22-1319

FAX: 0544-22-1239

